

山口市新本庁舎整備専門会議設置要綱

(設置)

第1条 山口市の新たな本庁舎（以下「新本庁舎」という。）の整備等に関し、専門的な立場から有識者の意見及び助言を求めるため、「山口市新本庁舎整備専門会議（以下「専門会議」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項について意見を述べ、及び助言を行うものとする。

- (1) 新本庁舎の整備に係る基本計画に関すること。
- (2) 新本庁舎の整備に係る基本設計に関すること。
- (3) その他、新本庁舎整備に当たり、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 専門会議は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、都市計画、建築、防災、福祉、交通及び経済の各分野において識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員が欠けたときは、その委員の属する分野から新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から新本庁舎の整備に係る基本設計完了の時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門会議に、委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合、委員長は、当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 専門会議の庶務は、山口市総務部本庁舎整備推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。